

社会福祉実習教育の改善 (第1報)

林 信治・吉村美由紀・伊藤 秀樹

はじめに

社会福祉士の養成教育課程は、社会福祉を取り巻く状況の変化に対応した形で見直され、それが実習教育の体系や実習教育に影響を与えている。このような認識のもと、旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴い、本学においても社会福祉実習教育（以下、「実習教育」という。）の見直しとそれに伴う改善が必要であると考えた。そこで実習教育の改善内容を明らかにし、実習教育へ反映させ、本学実習教育の新たな構造化を行うことを目的として本研究に取り組むことになった。

方法としては、社会福祉士法の改正とそれに伴う新旧カリキュラムで求められている実習教育内容の検討によ

り、新カリキュラムに基づく実習教育の内容について理解する。次に学生へのアンケート調査等を素材としながら本学における実習教育の課題とその達成に向けた新たな取り組みについての検討を行う。本研究が、実習教育の改善につながり、実習教育の質的向上に向けた第一歩になればと考えている。

1. 実習教育の変遷

(1) 社会福祉を巡る状況の変化と社会福祉士法改正について

社会福祉士制度成立当初においては、措置を中心とした社会福祉制度であった。しかし、近年の社会福祉士を

表1 社会福祉士の定義規定の見直し

改正前(旧)	改正後(新)
専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者	専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者

表2 社会福祉士の義務規定の見直し

改正前(旧)	改正後(新)
① 信用失墜行為の禁止 ② 秘密保持義務 ③ 連携 「医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。」 ④ 名称の使用制限	① 誠実義務 「その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適正に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。」 ② 信用失墜行為の禁止 ③ 秘密保持義務 ④ 連携 「その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者、又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。」 ⑤ 資質向上の責務 「社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。」 ⑥ 名称の使用制限

取り巻く状況の変化とそれに伴う福祉ニーズの変化により、社会福祉の実施体制の転換が必要となった。現在は利用者の尊厳と自立を基調に契約によって各種の福祉サービスが提供される時代にあり、そのもとで専門性の高い専門職業人養成教育を行うためには、一定の養成教育水準が担保される方策と、社会福祉士養成の仕組みを見直す必要が生じた^{註1)}。加えて社会福祉士を巡る状況も変化し、保健医療・教育・司法・労働領域における社会福祉士の職域拡大を図ることの必要性も生じた。この職域が拡大することにより、社会福祉士の役割も拡がり、それに伴う「相談援助」のための新たな知識や技術の整理が必要となった。

これらの状況を受けて2008年には「社会福祉士及び

介護福祉士法」が改正され、社会福祉士の定義、義務規定が以下のように見直された(表1・表2)。

表1、2から、法改正後の社会福祉士は、地域を中心に、福祉サービス提供者並びに保健医療サービス、その他のサービス関係者との連絡・調整、連携に主眼が置かれていることがわかる。

(2) 実習教育と新旧カリキュラムの概要

社会福祉士を取り巻く状況が大きく変化しているなかで、求められる社会福祉士像を踏まえ、福祉に関する相談援助の専門的知識と技術を有し、適正な福祉サービスの提供を可能にする実践力の高い社会福祉士を養成するためには、社会福祉士の養成課程における教育内容を見直すとともに、その標準化を図るべきではないかという

表3 実習教育内容の新旧対照表^{註3)}

	改正前(旧)	改正後(新)
科目名	社会福祉援助技術実習指導	相談援助実習指導
教育内容	<p>(目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉援助技術現場実習の意義について理解させる。 2. 社会福祉援助技術現場実習を通して、養成施設で学んだ知識、技術等を具体的かつ実際に理解できるよう指導する。 3. 実践的な技術等を体得できるよう指導する。 4. 福祉に関する相談援助の専門職としての自覚を促し、専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得できるように指導する。 <p>(内容)</p> <p>社会福祉援助技術現場実習指導には、下記の内容を必ず含めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実習オリエンテーション 2 視聴覚学習 3 現場体験学習及び見学実習(実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む) 4 巡回指導 5 実習記録に基づく実習総括レポート作成 6 実習の評価全体総括会 	<p>(ねらい)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談援助実習の意義について理解する。 ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 <p>(教育に含むべき内容)</p> <p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ② 実際に実習を行う実習分野(利用者理解含む。)と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的理解 ④ 現場体験学習及び見学実習(実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。) ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解(個人情報保護法の理解を含む。) ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価全体総括会

提言がなされた^{註2)}。

これを受けて社会福祉士養成教育は“カリキュラム”と“実習・演習科目のあり方”、そして“実習指導の時間”の質の担保・標準化を計ることが検討された。ここでは、“実習教育の改善”を研究題目にしているため、実習教育内容についての改正前後の概況を新旧対象表より見ていくことにする(表3)。

また、実習指導者については、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習教育の質の向上を図るため、資格取得後3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、新たに実習に関する指導法など、一定の内容の講習会の受講が義務付けられたということ^{註4)}、加えて相談援助の一連の課程を網羅的かつ集中的に学習できるように「実習は1の機関において120時間以上行うことを基本とする」ことが定められた。

2. 新カリキュラムに基づく本学の実習教育の課題

(1) 新カリキュラムによる実習教育の実際

本学では2009年度から新カリキュラムによる実習教育が編入生を対象として開始された。翌2010年度には旧カリキュラムとの並行開講を経て、2012年度ではすべての実習教育が新カリキュラムに移行した。本学の新旧カリキュラムにおける実習教育の概要を表4に示す。

本学の実習教育は2年次後期からの指導Ⅰ、指導Ⅱ、

実習、そして3年次後期の指導Ⅲまでの1年半である。旧カリキュラムでは指導Ⅱ及び指導Ⅲのそれぞれの途中に実習が約2週間あり、その前後に実習直前指導及び実習後指導を行っていた。新カリキュラムでは規定実習時間を連続して一つの実習配属機関(以下、「配属機関」という。)で実習することを原則として、7～9月に実施している。その結果、指導Ⅱが実習直前指導、指導Ⅲが実習後指導と各授業科目の目的が明確となった。

各区分の具体的な講義内容の概略では、指導Ⅰは実習の導入として、主体的に学ぶ姿勢を身に付け、実習に必要な基礎知識の習得を目的としている。具体的な講義内容は、各実習分野^{註6)}の具体的な実習内容についての解説(以下、「分野講義」という。)、学生の希望アンケートに基づく配属機関決定のための面接、配属機関の仮決定^{註7)}及び当該年度実習生の実習報告会への参加などである。なお、配属機関の仮決定以降の講義は、指導Ⅱ及び指導Ⅲを含め、原則、配属機関分野別のクラス単位により実施している。

指導Ⅱは、学生自らが実習での学習内容を検討し、目的意識を持ち、意欲的に実習に臨むことができるようになることを目的とし、配属機関の正式決定、配属機関の事前調査、実習計画書の作成、実習マナー及び配属機関への事前訪問(実習開始期日の1ヶ月前)などである。また、実習期間中の巡回指導及び帰校指導(計4回)も

表4：新旧カリキュラムにおける社会福祉実習教育の概要

学年	学期	月	旧カリキュラム		新カリキュラム(本年度)				
			区分 ^{註5)}	主な内容	区分 ^{註5)}	主な内容			
2年	後期	10	指導Ⅰ	実習前指導	<ul style="list-style-type: none"> 各実習分野の実習の概要 実習配属先の希望の明確化 	指導Ⅰ	実習前指導	<ul style="list-style-type: none"> 各実習分野の実習の概要 実習配属先の希望の明確化 	
		11							
		12							
		1							<ul style="list-style-type: none"> 夏実習配属先の仮決定 実習の実際の体験的学習
		2							
3									
3年	前期	4	指導Ⅱ	夏実習直前指導	<ul style="list-style-type: none"> 夏実習配属先の正式決定 夏実習事前学習 秋実習配属先の決定 	指導Ⅱ	実習直前指導	<ul style="list-style-type: none"> 実習配属先の正式決定 実習事前学習 実習の巡回指導・帰校指導(計4回)を含む 	
		5							
		6							
		7	実習	夏実習	<ul style="list-style-type: none"> 夏実習(90時間、12日間) 	実習	実習	<ul style="list-style-type: none"> 実習(180時間以上、概ね23日間) 	
		8							
	9	夏実習後指導	<ul style="list-style-type: none"> 夏実習の事後学習 						
	後期	10	指導Ⅲ	秋実習直前指導	<ul style="list-style-type: none"> 秋実習事前学習 夏実習実習報告会 	指導Ⅲ	実習後指導	<ul style="list-style-type: none"> 実習の事後学習 実習報告会 	
		11							実習
		12							
		1	秋実習後指導	<ul style="list-style-type: none"> 秋実習の事後学習 秋実習実習報告会 					
2									
3									

含まれている。

実習では、社団法人日本社会福祉士養成校協会による『「相談援助実習」ガイドライン(案)』(以下、「ガイドライン」という。)の3段階実習に基づいての実習を基準とした内容となるよう配属機関に依頼している。

指導Ⅲでは実習での学びの一般化・理論化を目的として、実習の振り返り、実習報告会の準備及び発表を行うこととしている。

(2) 2012年度までの新カリキュラムによる実習教育における課題とその対応

表4に示したとおり、新カリキュラムによる実習教育は、旧カリキュラムの夏実習と秋実習を統合しての夏休み期間を利用しての実習期間の設定及び各区分の指導内容などをほぼそのまま移行しただけの、いわば単純移行である。旧カリキュラムとの並行開講及び2011年度までの実習教育の実践から、本学の実習教育を新カリキュラムで要求される実習教育に対応できる教育内容とするためのいくつかの課題が明らかになってきた。

課題の一つは、実習直前指導に充当できる時間数が少ないこととその教育内容についてである。まず、実習直前指導の時間数では、実習の内容が拡充されているにもかかわらず旧カリキュラムに比しても約2分の1と少なくなっている。時間数が最も少ないのは実習が7月初めから始まる場合であり、この場合では5月下旬から6月初めが事前訪問となり、配属機関の事前調査及び実習計画書の作成のための期間はわずかに約2ヶ月となる。また、教育内容についての課題としては、実習のイメージ化が困難な学生への対応が必要となってきたことがあげられる。イメージ化が困難な理由の一つとして、3段階実習の内容を自らの実習の学びと結びつけることが困難なことが考えられる。これは、本学としてのガイドラインに基づく3段階実習の具体化が不十分であり、その結果として学生への指導が十分になされていないことが考えられる。また、学生の多くが実習以前に福祉施設や機関などでのボランティア活動を初めとする福祉の現場や利用者との直接的なかわりの経験が乏しく、実際の福祉の現場や利用者をほとんど知らないことがあげられる。

二つには、実習期間が長期間となり、またその内容も拡充していることに対応するための実習生への指導体制の確立や実習内容の充実のためにも、これまで以上に実習機関、実習指導者との連携の強化が必要なことである。

これらの課題に対し、実習教育の質的向上を図るために、次のような対応が必要であると考えられた。

- ①実習での学びの充実を図るために、実習直前指導の量的質的な充実を行うこと。

- ②実習で学ぶ内容をより具体的に検討できるようにするために、本学としての3段階実習における実習内容及び到達目標の具体化を行うこと。

- ③実習期間の長期化への対応や実習内容の充実のために、実習指導者をはじめとする実習機関との連携をより積極的に行うこと。この連携は①の改善に資するばかりでなく、実習教育の改善を継続的に行うことも可能になると思われる。

3. 実習教育の課題達成に向けた本学の新たな取り組み

(1) 社会福祉実習の目標と具体的内容の設定

実習教育の課題達成に向けた新たな取り組みとして最初に着手したのが、本学における社会福祉実習の目標と具合的内容の設定である。これは、ガイドラインに基づく3段階実習の具体化が本学において不十分なことから起きた教育内容としての課題である。本学社会福祉実習担当教員で内容を検討して、それぞれの段階において学生が行う実習を具体的に明記し、時系列に整理し、本学における「社会福祉実習の目標と内容」として完成させた(表5)。実習機関にはこの内容に沿った実習をお願いするとともに、学生にも指導Ⅰの初回講義(ガイダンス)で説明することになった。

(2) 実習直前指導の充実

1) 量的充実を図る取り組み

実習直前指導の量的充実を図るためには、新たな授業科目の開講は困難であることから、実習前の現行の開講科目の中で講義内容を変更することにより実習直前指導に充当できる時間数を増やすことが必要である。そこで、指導Ⅰの教育内容を見直すことにより、実習直前指導の内容を追加することの可否を検討した(表4)。

昨年度までの指導Ⅰでは分野講義が講義回数の約2分の1を占めていた。そこで、分野講義が学生の実習分野決定に与える影響についての評価を行い、分野講義に当てる講義回数の減少の可能性について検討することを目的に2012年度実習生を対象としたアンケート調査を実施した(林・伊藤・吉村2012)。

この調査の結果によれば、指導Ⅰにおける分野講義が実習分野決定に大きな影響を与えているとは考えることができず、また、積極的な理由になっているとも考えられなかった。したがって、分野講義は実習分野決定にあまり影響を与えているとはいえず、分野講義の講義回数をこれまでより減らすことが可能であるといえた。

この調査結果を受け、2013年度より指導Ⅰにおける分野講義の講義回数を減らすことにより配属機関の仮決

表5 東海学院大学における社会福祉実習の目標と具体的内容

1. 実習目標

- (1) 社会福祉実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。
- (2) 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- (3) 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

2. 実習の具体的内容

区分	職場実習(おおむね1週目)	職種実習(おおむね2週目)	ソーシャルワーク実習 ¹⁾ (おおむね3週目～)
ねらい	①組織の運営や職員体制、提供される具体的なサービス支援体制を把握する。 ②関連機関の業務や連携状況を学ぶ。 ①実習機関のミッション、法的根拠等、概要の説明を受ける。 実習機関で働く他の専門職から業務内容の説明を受ける。 職場においてチームで取り組んでいる事例の紹介と説明を受ける。 他職種の業務が展開されている場面に同席・同行する。 ②関連する専門職の役割・業務の解説を受ける。	指導職員から社会福祉士の役割や連携などの業務内容を学ぶ。 社会福祉士の役割と業務内容の説明を受ける。 社会福祉士に同行し業務に関するタイム・スタディを行う。 カンファレンスや地域ケア会議等他職種によるチームアプローチの実際場面に同席する。 他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に参加する。	利用者理解 ²⁾ とそのニーズ把握及び支援計画 ³⁾ の作成を行う。 専門的な援助関係を形成するために担当利用者とはコミュニケーションを行う。 援助のプロセスの説明を受ける。 インテーク(日常生活場面等を含む)において担当利用者の主訴(表出する訴え)を確認する。 情報収集の方法・アセスメントのポイント(利用者、家族、社会資源)、手順、ツールについて説明する。 アセスメントを実施し、スーパービジョンを受ける。 プランニングの重要なポイント、手順を説明する。 アセスメントにもとづいた支援計画を作成する。 モニタリングの目的を説明し、体験する。 担当利用者への支援やサービスに対する評価を行う。 実習機関におけるエンパワメント実践事例の紹介と解説を受ける。
内容			
共通事項	○社会福祉士としての価値・職業倫理について学ぶ。 ○利用者の権利擁護・苦情解決を実際の場面を通して学ぶ。 ○実習機関で用いられている文書の種類・用途・管理方法について学ぶ。	○人権尊重に基づく関わり方について説明できる。 ○個人情報保護・秘密保持について説明できる。 ○利用者との円滑なコミュニケーション(言語的・非言語的)をとる。	

職場実習	職種実習	ソーシャルワーク実習
共通事項		

注記

- 1) ソーシャルワーク実習では原則として、特定のケース(担当利用者という)を設定する。
- 2) ここでの利用者は家族を含むものとする。
- 3) ここでの支援計画は社会福祉士が関与したものを指す。
参考・引用文献
1) 厚生労働省「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(1次改正)」、2011年
2) 社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習」ガイドライン(案)、2012年

3. その他

貴機関のご事情に合わせ、上記の観点から実習指導を賜りますようお願い申し上げます。

定の時期を前倒しし、指導Ⅰの途中から実習直前指導を始められるように教育内容を見直すこととした。これにより、実習直前指導の量的拡大を行うことができることとなった。

2) 質的向上の取り組み

実習直前指導の質的向上および充実を図るため、まずは学生の実習意欲を段階的に高めていくことが必要であると考える。これに関して、2012年度実習生に実習前アンケートを行い、実習前の意欲に関する項目についてたずね分析を行った(吉村・林・伊藤 2012)。その結果、アンケート回答学生(n=17)の内、6割以上が実習先の事前訪問に行くことにより実習意欲がとても高まったと感じていたことがわかった。つまり、実習先への事前訪問は実習前の意欲を高める上で影響を与えたと考えられる。

この調査結果から、学生が早い段階から実習先である福祉実践の場に足を踏み入れることで実習前の意欲が高まり、実習直前指導の質的向上につながるのではないかと考える。そこで、2012年度に指導Ⅰを受講する学生において、配属機関が仮決定した段階で配属機関への見学を実施することとした(以下、「実習先見学」という)。

2013年度に実習を行う学生において今年度より配属機関仮決定後の約2カ月以内、おおむね後期の授業が終了するまでの間に実習先見学を行うこととする。この実習先見学を行うことにより、次年度の実習事前指導(指導Ⅱ)の授業開始前の早期に学生が実習機関や利用者の理解を深め、また実習意欲を向上させ、実習直前指導の充実を図ることが可能となると考える。またこの実習先見学と、実習開始1カ月前の「事前訪問」とは目的と位置づけに違いをもたせ、学生が段階的に事前学習を行えるようにするものとする。

実習先見学の主な目的は、配属機関への見学をとおして学生が配属機関における福祉実践及び利用者等についての理解、具体的なイメージをつかむこと、実習への理

解を深め、また実習意欲を高めることである。具体的なものとして、まず一つは実習先見学、資料収集、聞きとり等を通して各自の実習イメージを具体的につかみ、今後の事前学習や実習計画書の作成につなげることである。そして二つ目に実習指導者に自己の実習志望の動機を説明し、助言を受けて明確化をはかることを目指していく。

また、実習先見学を実施するにあたっての手順について、配属機関仮決定後約2カ月以内、おおむね後期の授業が終了するまでのあいだに実施することとする。手順として、学生から実習指導者へ実習先見学をさせていただきたい旨の依頼を行い、日程調整を行う。その後、実習先見学を各自において実施する。(以下、図1を参照)

そして、実習先見学の実施について、施設内見学および説明いただく時間等を含め、おおむね2時間程度で以下の実施内容5点につき例示的に依頼をする。

<実習先見学の実施内容(例示)>

- ①実習施設・機関内を見学させていただき、配属機関の全体を把握する。
- ②パンフレットや事業概要をもとに説明いただき、機能や役割の概要をつかむ。
- ③利用者の方と関わりをもたせていただき、利用者理解を深める。
- ④学生より実習指導者へ志望動機を説明し、何を学びたいのか現段階での自己の実習イメージを伝える。可能であれば助言を受ける。
- ⑤配属機関から学生へ今後の事前学習で学ぶべき知識、ポイントなどを伝えてもらう。

この実習先見学により、学生自身の実習への意識を早い段階で高めることが可能となり、事前学習の前段階に実習イメージや理解の深まりが期待され、充実が図られると考える。

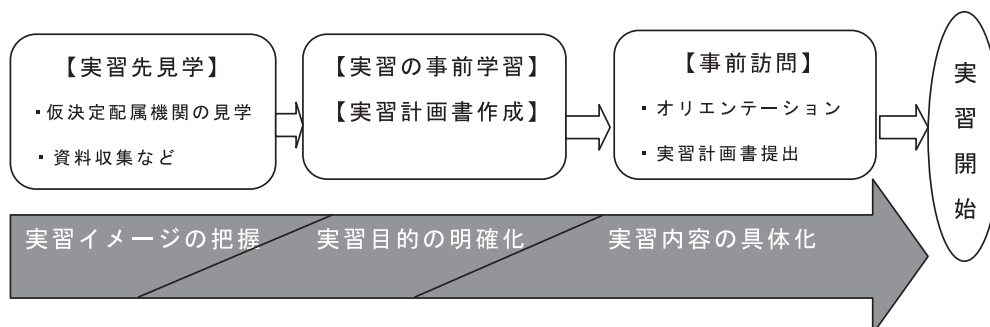


図1 実習先見学から実習開始までの事前学習の流れ

(3) 実習施設との連携強化

1) 実習における課題の共有化（実習生及び実習指導者アンケートの実施から）

まず一つに、今年度の本学の実習生を対象に、実習開始前アンケートを実施した。この調査は実習における現状と課題を明らかにし、学生への実習教育等の改善や工夫をはかるための具体的な提案を検討していくことを目的としている。主な項目として「実習開始にあたって準備学習の状況」、「実習開始にあたって感じていること（実習前の意欲に関する項目及び実習前の不安に関する項目）」「社会福祉の仕事に関する進路希望への意思」の3点に関する項目についてたずねている。また、本調査は実習開始前（事前訪問後～実習開始前期間）と実習終了後の2回実施し、実習をはさんだ前後の変化について詳しく分析していく。

また、二つ目に今年度実習の受け入れ機関において、実習指導者を対象に実習教育の質的向上を図るためのアンケート調査を実施する。新カリキュラムによって同一実習先での実習期間の増大、実習内容を3段階に構造化するなど大きな変更が行われた。本アンケートではこれらの改正点を生かし、実習指導者と共に新カリキュラム実習の実際及び課題の全体像を明確にすることをねらいとして行うものである。

そして実習生アンケート及び実習指導者アンケートの各結果を分析し、本学における実習教育の実態把握を行う。そこから今後の課題を導き、実習指導者と共に課題の共有化をはかっていきたいと考える。

2) 実習懇談会における分科会の充実

上記の実習生アンケート及び実習指導者アンケートから抽出した課題をもとにして、実習後に例年実施している本学の実習懇談会の分科会において実習指導者との議論をより充実させていきたいと考える。本学の実習懇談会の分科会では、社会福祉実習担当教員と実習指導者において当年度の実習について振り返り、意見交換する重要な機会となっている。今後はアンケート調査の結果を生かし、課題について焦点化をはかりながら進めていき、本学の実習をより向上させていくための具体的方法を実習指導者と共に探る機会としていく。そして実習先指導者と継続的に実習教育の充実について検討を行っていきたい。

3) 実習プログラムの共有開発による取り組み

今年度より実習担当教員において「社会福祉実習の目標と具体的内容の設定」を行い、本学の実習において目指すべき実習プログラムを作成した。今後は本学の目指すスタンダードな実習プログラムと各実習先の実習プロ

グラムの内容を融合させていき、共有しながら開発を行っていきたいと考える。それにより、各実習先の特色を加味しながら実習生が身につけるべき事項とそのため具体的な方法について深めていく。

こうした実習プログラムの共有開発に向けたプロセスのなかで実習担当教員と実習指導者の双方において、次世代を担うソーシャルワーカーに必要な資質とは何であるかを相互に模索し、共有化していくことにつながるのではないかと考える。

おわりに —今後の課題—

今回の報告においては、実習教育の旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に連動し、本学の実習教育プロセスを見直す必要性が明確となった。そのため2013年度実習生に向けて本年度より「実習先見学」をはじめとした、実習前教育の新たな取り組みを試行的に導入していく。これについては学生の事前学習や実習意欲等への実質的効果について検証をしていく必要がある。

また、2012年度実習生に実施している実習事前事後アンケート、実習指導者アンケートを分析し、実習生と実習指導者（実習機関側）の実態、意見を積極的に取り込む教育の改善をはかっていきたい。これは実習教育システムを構築するなかで社会福祉実習担当教員による視点の偏りや、実習生、実習機関の実情と乖離が生じない教育システムを目指していくために重要な点と考える。

さらに、実習懇談会において焦点化された議論を重ねていき、経年的に議論を蓄積し、実習機関と実習への認識のすり合わせをしていく必要がある。社会福祉実習担当教員と実習指導者が共に福祉の担い手であるソーシャルワーカーの人材育成への共通認識を模索していきけるような実習懇談会のあり方を検討していくことも求められる。

現時点においては本学の実習教育の改善に向けて試行的な段階であるが、今後は実行と検証を繰り返しながら、実習生や実習機関にとって有益な実習教育となり得よう追及していきたい。

本稿は、「2」「3・(2)・1)」を林が、「3・(2)・2)」「3・(3)」「おわりに」を吉村が、「はじめに」「1」「3・(1)」を伊藤が担当し、全員で調整を行った。

註記・参考文献

- 註1：社団法人 日本社会福祉士養成校協会「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」(提案) 2006年6月
- 註2：社会保障審議会 福祉部会「社会福祉士制度の見直しについて」2006年10月
- 註3：旧カリキュラムの社会福祉援助技術実習指導については、厚生労働省告示指定施設および事業「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について(抄)」から、新カリキュラムの社会福祉実習指導については、文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日、19文科高第918号、厚生労働省社援発第0328002号)」からの引用である。

- 註4：社会福祉士養成は2009年4月から新カリキュラムに移行し、それに伴う実習指導者の要件は、2012年3月末日でその経過措置が終了している。
- 註5：区分の「指導○」及び「実習」は授業科目名の略である。例えば、「指導Ⅰ」の新カリキュラムでの授業科目名は「社会福祉実習指導Ⅰ」である。
- 註6：本学の主な実習分野は児童福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野及び地域福祉分野である。
- 註7：実習には履修要件があり、その確認は指導Ⅱ冒頭で行うため、配属機関は指導Ⅰでは仮決定とし、指導Ⅱで正式な決定となる。
- 林信治・伊藤秀樹・吉村美由紀(2012)「実習生の実習先分野の決定に関するアンケート調査報告」未公表
- 吉村美由紀・林信治・伊藤秀樹(2012)「社会福祉実習における実習生アンケート調査報告」未公表